

## 「コミュニティ・スクール」とは

「コミュニティ・スクール」という制度設計は、2000（平成 12）年の『教育改革国民会議報告—教育を変える 17 の提案』が「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する」と提案したことが契機です。

2017（平成 29）年の地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）改正によって、学校運営協議会の役割は、

「学校と保護者や地域住民との間の目的共有を促し、学校における教育活動をサポートする仕組み」へと大きく転換されました。現行の地教行法第 47 条の 5 第 1 項が、学校運営協議会を「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」と定義づけているように、学校運営協議会の取り組みは学校にとっての支援を主眼とするものです。

十日町市の学校運営協議会には主に次のような役割が求められています。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる
- 学校に対する地域の協力や参画を推進する

文部科学省の統計（2019（令和元）年「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について」）によると、全国の公立学校（幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，高等学校，特別支援学校）におけるコミュニティ・スクールの数は 7,601 校、導入率は 21.3%です（2019 年 5 月 1 日現在）。導入の程度には地域によって偏りが見られますが、すでに導入した学校や地域では、その成果について概して肯定的に受け止められています。今後これら先進的な取組の成果を踏まえながら、全国各地で導入が推し進められることでしょう。ちなみに十日町市では、平成 29 年度にモデル校スタート、翌 30 年から小中支援学校に展開しました。活動内容は様々です。

コミュニティ・スクールとして取り組もうとしていることが、保護者らと共に実施してきた従前の活動と内容が重複するものや、学校が目指している教育目標との関連性などについて再考すべきものも少なくありません。

しかし、コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校」という学校イメージや、「社会に開かれた教育課程」という学習指導要領の理念のもとで、今後ますます重要な位置を占めることになるでしょうし、PTA や学校評議員といったすでにある組織の活動を発展・充実させていく側面も持ち合わせています

コミュニティ・スクールは、「熟議」「協働」「マネジメント」を通じて、学校と地域が同じ目標に向かって手を携えていくことを基盤とした取組です。それぞれの実情に応じて学校と地域が一体となった「学校づくり」と「地域づくり」の核として、コミュニティ・スクールを活用する知恵と工夫が求められています。

# 十日町市のコミュニティ・スクールの現状及び課題

十日町市では、平成 29 年度のモデル校設置を経て、平成 30 年度より市内全学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進してきました。実施 4 年半を経過した中での現状と課題を以下のように捉えています。

## 1 現状

- 学校運営協議会の設置形態
  - ・ 22 協議会（昨年度 24 協議会）
  - ・ 学校単独の協議会 17 協議会
  - ・ 中学校区での協議会 5 協議会  
（吉田・下条・中里・松代・松之山中学校区）
  - ・ 委員数 246 名
  - ・ 学校支援地域コーディネーター 23 名
  
- 取組状況
  - ・ 伝統行事、地域の歴史や文化の学習支援など、それぞれが工夫しながら学校支援活動を進めています。
  
- 令和 3 年度取組事例（市内の中学校）

分類	事業名
学習サポート	スキー授業(教室)の指導(アルペン・クロカン) AED 講習会 性に関する指導
地域学習サポート	伝統芸能・地域文化体験学習(継承活動含む) 職業(職場)体験 農業体験
環境サポート	公演整備 学校林整備 地域クリーン作業(学校周辺の清掃活動)
安全サポート	登下校見守り(安全パトロール)

## 2 課題

- ・ 地域によっては、学校運営協議会や学校支援地域コーディネーターと学校が更に強く連携する体制の整備が求められます。
- ・ 学校運営に協力する人材の確保が年々難しくなっています。